

これさえ押さえておけば怖くない「マイナンバー制度」

～ 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）で対応するマイナンバー制度 ～

皆様ご存じの通り、マイナンバー制度が始まり、本年（28年）1月からは、雇用保険の取得や喪失等の手続き時に、雇用保険番号に加えて、マイナンバーを記載することとなります。

マイナンバーは非常に重要な個人情報であるため、取り扱いには厳重注意が必要です。

当セミナーは、PMSによるマイナンバーを含めた個人情報の保護について解りやすく解説し、かつ、実際の運用についての一助となる構成とさせていただきます。

【主な内容】

1. マイナンバーは番号法に基づく「特定個人情報」です。
2. 番号法は税と社会保障と災害に関係するすべての事業者が対象となる特別法です。
3. 番号法、特定個人情報ガイドラインでは、特定個人情報について、個人情報保護法（一般法）よりも厳格な保護措置が求められています。（利用制限、取扱者、保有期間、違反時の罰則、等）
4. 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）は個人情報保護のためにつくられたマネジメントシステムですが「マイナンバー対策」に有用な保護システムです。
⇒ マイナンバー対策のためにPMSを活用しましょう。

※PMSは「Personal information protection Management Systems」の略称です。

記

- 【日 時】 平成28年 **12月7日**（水） 午後6時00分～7時00分
※セミナー終了後、30分程度の個別相談タイムを予定しております
- 【場 所】 荒川法人会館 3階 会議室（荒川区西日暮里6-7-6）
- 【参加費】 無料（一般の方も無料で参加できます）
- 【講師】 プライバシーマーク認定審査員 尾野 正明 氏
- 【問合せ】 公益社団法人荒川法人会 事務局 電話 03-3893-9836

お申込書

法 人 名			
所 在 地			
氏 名			
T E L		F A X	

尚、誠に恐縮ですが、平成28年12月5日（月）迄に、お申込みをお願い申し上げます。

（公社）荒川法人会 FAX 03-3810-1385